

「令和8年度（2026年度）医療費分析等事業」
業務委託企画コンペ実施要領

1 目的

本県医療費の現状や傾向について、死亡や健康寿命その他の保健に関する指標との関連も踏まえて把握することで、県や市町村において重点的に取り組むべきポイントを明確にする。また、市町村における基礎データや保健事業の取組状況、保険者努力支援における点数獲得状況等を一元的に把握・可視化するための手法を開発し、国保ヘルスアップ支援事業の一層の推進及び効率化につなげる。

2 業務概要

(1) 業務内容

別添「令和8年度（2026年度）医療費分析等事業」業務委託基本仕様書のとおり
なお、本業務は、都道府県国保ヘルスアップ支援事業（保険者努力支援交付金の交付対象）として取り組むものである。

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月12日（金）まで

(3) 提案限度額

12,000千円を上限とする。

※ この額は、提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、この額とは必ずしも一致しない。

3 企画コンペに関する事項

(1) 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす企業又は団体であること。

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- ③ 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- ④ 法人等の代表者（役員を含む）が、次のア又はイのいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わった日、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する事実がないこと。
- ⑥ 国税、県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑦ 賃金不払いの事実があり、当該状態が継続している場合など、明らかに委託事業者として不適当と認められる者でないこと。
- ⑧ 熊本県暴力団排除条例（平成22年12月22日条例第52号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）に規定する暴力団員等でないこと。

（2）実施スケジュール（予定）

内 容	日程・期限	詳細
公募開始	令和 8 年（2026 年） 6 月 1 8 日（木）	—
質問書提出期限	令和 8 年（2026 年） 6 月 2 3 日（火） 17 時 00 分必着	以下 3（3）参照
質問回答	令和 8 年（2026 年） 6 月 2 6 日（金）	
参加申込書提出期限	令和 8 年（2026 年） 6 月 3 0 日（火） 17 時 00 分必着	以下 3（4）参照
企画提案書提出期限	令和 8 年（2026 年） 7 月 9 日（木） 17 時 00 分必着	以下 3（6）参照
審査会 （プレゼンテーション）	令和 8 年（2026 年） 7 月中旬 ※詳細は別途通知する。	以下 4（2）参照
選定結果通知	令和 8 年（2026 年） 7 月中旬	以下 4（3）参照
契約内容協議 契約手続き	令和 8 年（2026 年） 7 月下旬	—
業務着手	令和 8 年（2026 年） 7 月下旬～8 月上旬	—
説明会（仕様書参照）実施	令和 8 年（2026 年） 1 0 月頃	—

（3）質問及び回答

①提出方法

- ・質問書（様式第 1 号）により、電子メールにて提出すること。

メールアドレス：kokuhokourei@pref.kumamoto.lg.jp

- ※件名に「コンペ質問（事業者名）」と付記すること。

②回答

回答は質問者に対して個別に行うが、公表しないと審査の公平性が保てないと判断されるものについては、熊本県ホームページで公表する。

（4）参加申込書の提出

以下の書類を（3）のアドレス宛に電子メールにて提出すること。

※件名に「コンペ参加申込書（事業者名）」と付記すること。

- ①参加申込書（様式第2号）
- ②登記事項証明書（写し可、提出日前3か月以内に発行された現在事項証明書）
- ③消費税及び地方消費税並びに都道府県税に未納がないことの証明書（写し可、提出日前3か月以内に発行されたもの）

ア 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書

イ 都道府県税に未納がないことの証明書

・熊本県内に本店又は支店等がある場合は、各広域本部、各地域振興局又は県自動車税事務所のいずれかで発行する、熊本県税（全般）について未納がない旨の証明書。

・熊本県内に本店又は支店等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がないという証明書。「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人住民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書。

※令和8年度（2026年度）熊本県の入札参加資格を有している者は、上記②、③の書類を省略可能。その場合、様式2の「熊本県入札参加資格登録番号」欄に該当する登録番号を記入すること。

なお、共同企業体として本コンペに参加する場合は、参加申込書（別紙様式2）の提出者は代表となる構成員が担うものとし、同様式の会社概要のその他特記事項に共同企業体である旨及びその構成員を記載すること。代表構成員以外の構成員の上記②③の書類については、※印の扱いに準拠する。

（5）参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、参加申込書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む）については、書面により通知する。なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

（6）企画提案書等の提出

参加申込書を提出した事業者は、次の書類を「行政業務支援システム」により提出すること。当該システムの利用に当たっては、参加表明書に記入された電子メールアドレス宛に本県から当該システムにて空ファイルを送信することにより利用できるようにすることを想定している。

① 企画提案書（様式第3号）

② 企画提案資料（任意様式、A4版横5ページ程度）

- ・本県医療費の現状や傾向等について、健康寿命等との関連も踏まえて把握するための分析の方法及び市町村への説明会について、具体的に記載すること。
- ・市町村への説明会については集合形式（オンライン含む）での実施を想定。
- ・市町村における基礎データや保健事業の取組状況等を一元的に把握・可視化

するための手法について、具体的に記載すること。

- ③ 実施体制（任意様式）
- ④ 業務スケジュール表（任意様式）
- ⑤ 概算経費見積書（任意様式）
 - ※ 消費税及び地方消費税の額がわかるように記載すること。
 - ※ 積算の内訳を可能な限り詳細に記載すること。
- ⑥ 類似業務の受託実績（任意様式）
 - ※該当がある場合に提出すること。
- ⑦ 事業者の取組に関する申出書（様式第4号）

4 企画提案書の審査に関する事項

(1) 審査方法

企画提案書及びプレゼンテーションについて、以下の審査項目に基づき審査を行い、審査委員の点数の合計が最も高かった事業者を受託候補者とする。同点となった場合は、審査項目のⅡについて各審査員の点数の合計が最も高かった事業者を採用する。さらに、同点の場合は審査員の多数決により決定する。この場合において、提案内容が仕様書の要件を満たさない場合又は審査委員全員の評価点数の合計の平均が60点に満たない場合は、その事業者を採用しない。

なお、参加申込書多数の場合は審査会による書面審査を実施し、上位3者程度を選定した上でプレゼンテーションを実施する。

審査項目	審査基準	配点
Ⅰ 提案の 的確さと実 現性	業務内容を十分に理解し、業務の趣旨に合った企画提案 となっているか。	20点
	業務スケジュールは明確かつ妥当か。見積金額は適正か。	15点
Ⅱ 工夫・ 独創性	本県医療費の現状や傾向等の分析及び市町村への説明会 について、より効果的なものにするための工夫があるか。	25点
	市町村における基礎データや保健事業等の取組状況等を 一元的に把握・可視化するための手法について、より効 果的な手法を検討しているか。	25点
Ⅲ 業務実 施体制	本業務の遂行のために必要な実施体制（対応人数、役割 分担、責任体制等）がとられ、迅速・柔軟な対応ができ る体制となっているか。	10点
Ⅳ 事業者 の取組 (公告日現 在)	熊本県ブライト企業の認定を受けているか。	1点
	障がい者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（今 年度又は前年度）があるか、または協力雇用主登録制度 に登録があるか。	1点
	事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び 任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE	1点

	Actionのいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績（今年度又は前年度）があるか。	
	熊本県渋滞対策パートナーに登録制度に登録しているか	1点
	熊本県SDGs登録制度に登録しているか、または、パートナーシップ構築宣言に登録しているか	1点
合計		100点

(2) プレゼンテーションの実施

- ①実施日時、場所 別途通知する。
- ②持ち時間 1者につき25分程度（プレゼン15分、質疑応答10分）
- ③留意事項
※プレゼンテーションに使用する資料は企画提案書及びその添付資料のみとし、その他の当日配付、追加提出は認めない。

(3) 審査結果の通知

書面にて提案者全員に通知する。

(4) 失格要件

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ①参加資格を満たさなくなった場合、又は参加資格を満たさないことが判明した場合
- ②提出書類に虚偽の記載、その他不正の行為をした者。選定後も同様。
- ③本要領に定める手続き以外の手法により、実施委員会の委員及び県職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者。
- ④本企画競争の手続き期間中に指名停止を受けた者。
- ⑤提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者。
- ⑥審査の公平性を害する行為を行った者。
- ⑦その他、本要領等に定める手続き、方法等を遵守しない者。

5 留意事項

- (1) 企画提案の参加に要する経費は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) この選考により決定する委託事業者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第95条第1項第1号の規定による単独随意契約とする。
- (3) 契約締結の際は、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

- (4) 提出された提案書は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公開することがある。
- (5) 業務の実施においては、委託者と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。
- (6) 委託者と委託先候補者は委託業務に係る基本仕様書を協議し、最終的な仕様書を作成したうえで委託契約を締結する。なお、必要な契約条件が合意に至らない場合、次点者と契約締結について協議を行うことがある。
- (7) 本業務で作成した成果物の著作権は、熊本県に帰属するものとする。

6 問合せ先

〒862-8570

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県健康福祉部健康局国保・高齢者医療課 高齢者医療班 福岡

電話 096-333-2223

メールアドレス：kokuhokourei@pref.kumamoto.lg.jp